明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕　一
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委六）
○除籍の一部が滅失した件（法務一二六、一二七）
○原戸籍の一部が滅失した件（同一二八）
○除籍が滅失した件（同一二九）
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のキプロス共和国及びインドネシア共和国による批准に関する件（外務五九）
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の特許協力同盟の決定に関する通告の撤回に関する件（同六〇）
○保安林の指定をする件（農林水産四六九～四七一）　二
○保安林の指定を解除する件（同四七二～四七七）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四七八～四八一）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境三）　五
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通二八八）　六
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同二八九～二九二）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁二一、二二）　七
○多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局八五）　七
○都市計画に関する件（同八六～八八）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局二四）　七
○道路に関する件（北海道開発局二三）　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔公告〕　八
諸事項　八
官庁　八
土地家屋調査士懲戒処分、公証人法第十三条に規定する公証人の採用、国営土地改良事業の工事完了、弁理士懲戒処分関係　八
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三一

〔国会事項〕　三二

〔人事異動〕　三二
内閣　内閣府　金融庁　厚生労働省　環境省　三二

告示

○国家公安委員会告示第六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　堤　京一

(二)　変更後の代表者の氏名　柴　行延

二　変更を行った年月日　平成二十六年五月三十日

○法務省告示第百二十六号

岩手県奥州市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月三日

法務大臣　上川　陽子

岩手県膽沢郡水沢町塩竈百九十九番　小島永喜壽

○法務省告示第百二十七号

さいたま市西区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月三日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、西区役所又はさいたま地方法務局に照会すること。

平成二十七年三月三日

法務大臣　上川　陽子

埼玉縣北足立郡馬宮村大字土屋二百十五番地　柳本　忠吉